

住民税・所得税の申告情報 第1回

問 諏訪税務署 52-1390
財務課 町税係 62-9122



年が明ければ、申告時期となります。今月号より、3回にわたり申告に関する情報をお届けしますので、今から必要な書類等をご確認いただき、申告のご準備をお願いします。

【必要となる主な証明書類】

1 収入、所得に関する証明書や書類

● 給与や賃金、公的年金に関するもの

- 「給与所得の源泉徴収票」
- 「公的年金等の源泉徴収票」など

給与等の支払者（事業所等）や、日本年金機構（旧社会保険庁）等の支払者から送付、受領された原本が必要となります。

● 雑所得・事業所得に関するもの

- 「収支内訳書」
- 「シルバーパートナーの配分金支払証明書」
- 「個人年金支払証明書」など

事業を営まれている方（営業・農業・不動産）は、総収入金額および必要経費の内訳を記載した収支内訳書を申告書と一緒に提出してください。農業に伴う収支計算でお困りの方は、農業所得に係る農業収支内訳書作成指導会（次ページ参照）を開催しますので、お出かけください。

● 生命保険や学資保険等の満期、解約返戻に関するもの

- 「生命保険契約等に基づく一時金の支払証明書」
- 「損害保険契約等に基づく満期返戻金の支払証明書」など

生命保険や損害保険の満期や解約等により保険金を受け取った場合は、所得税や住民税の課税対象となる場合があります。なお、契約金の受取人と保険料負担者と被保険者との関係により、税の種類が異なります。

2 所得から控除されるものに関する証明書や書類

● 社会保険料控除に関するもの

- 「国民年金保険料および国民年金基金の掛け金の支払証明書」
- 「国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額のお知らせ」

各保険の加入者（国保の場合は世帯主）には、役場から2月上旬までに「納付済額のお知らせ」をお送りします。なお、納付済額を事前に確認されたい方は、財務課町税係までお問い合わせください。



●生命保険料(一般・介護医療・個人年金)や地震保険料控除に関するもの

・「年間支払額等の証明書」

保険会社から契約者あてに送付されます。一つの損害保険契約に「地震等損害契約」と「長期損害契約」の両方の保険がある場合には、本人の選択により、いずれか一方のみが適用となります。



●医療費控除に関するもの

・「平成25年中に支払った医療費や薬代の領収書」

医療費控除は年末調整で適用を受けられないため、控除を受ける方は確定申告をする必要があります。控除の対象となるのは、医師、歯科医師による診察や治療の費用、また、医療や治療のための医薬品の購入費等です。ただし、予防を目的とした人間ドック・その他の健康診断や疾病予防、または健康増進のための医薬品・栄養ドリンク等の費用は対象になりません。

なお、高額療養費や入院費給付金等の保険金などにより補てんされた金額がある場合は、支払った医療費から差し引きます。小・中学生の保険診療による医療費につきましては、福祉医療特別給付金制度などによって控除の対象とならない場合があります。

※介護サービスの費用について

介護保険制度のもとで受けられるサービスには、医療費控除の対象となるものと、ならないものがあります。詳しくは、利用された施設や住民福祉課 介護高齢者係（☎62-9133）までお問い合わせください。

農業所得に係る農業収支内訳書作成指導会

問 財務課 町税係 ☎62-9122

町では、次の日程で農業所得に係る農業収支内訳書作成指導会を開催します。

【対象者】 農業収支内訳書作成にご不明な点があり、お困りの方（青色申告の方はご遠慮願います）

【期日】 平成26年1月16日(木) 境地区・立沢

1月17日(金) 富士見地区・乙事

1月20日(月) 落合地区



【受付時間】 午前9時～午前11時／午後1時～午後4時まで

【場所】 役場3階 301, 302, 303会議室

【持ち物】 ①収支内訳書（自分で作成したもの）

②収入が確認できるもの（出荷伝票、納受通知書、農業用の預貯金通帳、中山間・補助金等の収入がわかるもの）

③支払いが確認できるもの（領収書、口座引落しの場合は預貯金通帳と月別明細書）

④農機具等使用機械の詳細（名称、数量、取得年月日、購入価格等を記載したもの）

⑤印鑑（認印）

⑥その他必要と思われるもの

【その他】 ・午前中は混み合いますので、時間に余裕をもってお越しください。

・預貯金通帳は必ず前日までに記帳したものをお持ちください。

・お持ちいただいた資料が足りず、収支内訳書の作成に時間が掛かる場合がありますので、あらかじめ資料の確認をお願いします。

・毎年、大勢の方が来場されるため自分でできる範囲で作成していただいた収支内訳書をお持ちいただき、時間の短縮にご協力をお願いします。

平成26年1月から 「記帳・帳簿等の保存制度の対象者」が拡大されます

個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要がない方含む）について、平成26年1月から同様に必要となります。記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）に掲載されていますので、ご覧ください。